

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	1-2
法令名	自然公園法	根拠条項	第16条第4項 (第10条第6項)	
許認可等	国立公園事業の執行認可事項の変更の承認			
(根拠規定)				
国立公園事業取扱要領及び県立自然公園事業取扱要領について(令和6年5月24日付け6自然第100号県民環境部長通知)				
「国立公園事業執行等取扱要領 (令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」				
第15 (内容の変更の協議又は認可の基準)				
(許認可等の基準)				
「国立公園事業執行等取扱要領 (令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」				
(内容の変更の協議又は認可の基準)				
第15				
1 法第10条第6項に基づく協議又は認可は、第12の1に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。				
2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。				
(その他)				